函館市結核精密検査実施要領

（目的）

第１条 この要領は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年１０月２日法律第１１４号）第５３条の１３に基づく，結核の精密検査（ 以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条 検査の対象者は，函館市に居住する結核登録票に登録されている者のうち，保健所長が結核の予防または医療上必要があると認める者とする。

（実施機関）

第３条 市長は，医療法（昭和２３年７月３０日法律第２０５号）第１ 条の５に規定する医療機関のうち，検査を実施するに適当であると認めた医療機関(以下「実施機関」という。）に本事業を委託するものとする。

（検査の内容）

第４条　検査の内容は，胸部エックス線写真，その他厚生労働省令で定める方法による精密検査とする。

（対象者への通知）

第５条　保健所長は，検査日時および実施機関を対象者と調整し，「受診指示書」(別記第１号様式)を当該対象者あて通知する。

（検査の実施）

第６条　対象者は，前条の規定により通知された受診指示書を実施機関に提示し，受診するものとする。

（検査の結果）

第７条　保健所長は，対象者に対し，速やかに検査の結果説明を行うものとする。

（保健所長への報告）

第８条　実施機関は，検査後治療が必要な者について保健所長へ速やか

に連絡するものとする。また，「精密検査受診票」（別記第２号様式），「精密検査対象者名簿・結果報告書」（別記第３号様式）により毎月検査結果を保健所長へ報告する。

（書類等の保存）

第９条　検査のため作成された書類等の保存期間は，当該年度終了後５年間とする。

（その他）

第10条　この要領に定めるもののほか，検査の実施に必要な事項は保健所長が別に定める。

附　則

この要領は平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この要領は令和７年４月１日から施行する。

別記第１号様式

精密検査　受診指示書

年　　月　　日

様

市立函館保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第53条の13の規定により，次のとおり，精密検査（健康診断）を受診してください。

日　　時	年　　月　　日（　　）　　時　　分
場　　所	函館市　　町　　番　　号　　0138-　-
内　　容	胸部エックス線検査
費　　用	無　料
そ の 他	①受診の際には，必ずこの受診指示書をお持ちください。 ②指定された日時を厳守してください。 ③健康診断の結果，他の検査や治療等が必要な場合には自己負担となりますので，必ずマイナンバーカードまたは資格確認書をお持ちください。 ④やむをえず日程変更を希望される方は，必ず下記までご連絡ください。

担当
保健予防課（　　）
TEL　0138-32-1539
FAX　0138-32-1526

別記第２号様式

精　密　検　査　受　診　票

感染症法第 53 条の 13 に基づく精密検査（本人）

氏名		男 女	生年 月日	年　月　日（　）歳
住所	函館市　町　番　号 TEL			
治療 期間			治療終了時 病　型	

胸部 X 線検査撮影日

年　月　日

所　見

学会分類

①病側　r　l　b

②病巣の性状　O　I　II　III　IV　V

特殊型　H　pl　Op

③病巣の拡がり　1　2　3

指導区分

・生活面よりみた指導区分

A（要休業）
B（要軽作業）
C（要注意）
D（正常生活）

・医療面よりみた指導区分

1（要 医 療）
2（要 観 察）
3（観察不要）

医療機関名

医療機関住所

医師氏名　印

市立函館保健所

別記第3号様式

年　月分 精密検査 対象者名簿・結果報告書

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	氏　名	健診予定日	実施日	内　容	検査結果（どちらかに〇）	備考
1				胸部エックス線	異常なし・あり	
2				胸部エックス線	異常なし・あり	
3				胸部エックス線	異常なし・あり	
4				胸部エックス線	異常なし・あり	
5				胸部エックス線	異常なし・あり	

【結 果】

受診者　　名	未受診者　　名
異常なし　　名	あり　　名